

吹田市入札等監視委員会の運営に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、吹田市入札等監視委員会規則（平成27年吹田市規則第28号。以下「規則」という。）第8条に基づき、吹田市入札等監視委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議の方法)

第2条 委員会は、市長が提出する資料に基づき審議を行うものとする。

(定例会議における審議案件の抽出)

第3条 定例会議で審議する案件は、市長が提出した入札・契約方式別発注工事等一覧表の中から、委員が入札・契約方式別に抽出するものとする。

2 抽出は、当該案件の審議を行う会議の開催のおおむね14日前までに行うものとする。

3 委員は、委員会において、抽出結果の報告を行うものとする。

(再苦情処理等)

第4条 前条の規定によるもののほか、委員会は、規則第2条第1項第1号及び第2号に規定する事項のうち再度の苦情申立てに関する案件、同項第3号に規定する事項のうち再度の説明請求に関する案件又は同項第4号に規定する事項について審議が必要な案件について諮問があったときは、その全てについて審議するものとする。

(プロポーザル方式判定会議における審議対象案件)

第5条 プロポーザル方式判定会議で審議する案件は、市長が提出したプロポーザル方式採用予定業務説明書の全ての案件とする。

(委員の氏名等の公表)

第6条 委員の氏名及び職業は、これを公表する。

(委員の除斥)

第7条 委員は、自己又は3親等以内の親族の利害に関係のある議事に加わることができないものとする。

(会議の公開等)

第8条 会議については、非公開とする。

2 会議録については、要旨を記録するものとし、内容について委員長の確認を得た後、吹田市情報公開条例（平成14年吹田市条例第10号）第7条各号に規定する非公開情報を除き、その概要を速やかに公表するものとする。ただし、プロポーザル方式判定会議に係る会議録にあつては、審議対象案件の募集要項公表後に公表するものとする。

附 則

この要領は、平成27年7月2日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年12月27日から施行する。